~ 沖縄・平和と人権博物館ネットワークの8館が連携 ~



沖縄県平和関連施設をめぐる 第3弾バスツア

訪問施設 1

南風原文化センター (南風原町)

訪問施設 2

ひめゆり平和祈念資料館 (糸満市)

訪問施設 3

対馬丸記念館 (那覇市)







■日程 : 12/20(土) 日帰り

■旅行代金(当日集金)

大人 1,550 円 · 高校生 950 円 · 中学生 750 円 · 小学生 500円 (税込)

※南風原町民は、大人1,150円、高校生600円、中学生500円、小学生300円 【旅行代金に含まれるもの】

バス車両・ガイド費用、添乗員費用、通常施設入館料

■集合場所:沖縄市(コザ運動公園) • 那覇市(県庁前)

■集合時間:沖縄市 8:30 • 那覇市

■募集人数:35名(申込多数の場合は抽選)

※最少催行人員:1名

※15歳未満の方は、保護者の同伴が必要です。

■添乗員 : 同行いたします

申込フォーム

12/11 (木) 締切



【行程内容】 [食事:朝食x 昼食x 夕食x]

別途有料(1,320円税込)

沖縄市 === 那覇市 === 南風原20号壕・南風原文化センター 糸満市(昼食)・・ 8:40 10:00 12:10

> **/・・・・・ひめゆり平和祈念資料館 === 対馬丸記念館 === 那覇市 === 沖縄市** 13:40 15:00 15:40 16:50 17:00 18:00頃

[凡例: = = = 貸切バス、・・・・・ 徒歩]

※昼食代は別途必要(ご希望者のみ):1,320円税込(琉球の館)当日集金となります。

※持参昼食の方は、バス車内でお取りいただきます。

※利用バス会社:ていーだ観光バス

※バスガイドが乗務します。

※各施設では、係員の説明があります。

※当日の交通事情により、時間等の変更の可能性があります。

※この旅行には、全参加者に対して次の内容の傷害保険を沖縄県がサービス付保しております。

日帰り行事参加者保険(死亡・後遺障害保険金額1,000万円、入院保険金日額4,900円、通院保険金日額3,000円)



(ご希望者) 昼食イメージ (琉球の館) ※旅行代金に含まれません

【旅行企画・実施/お申し込み・お問い合わせ】

✓ 東武トップツアース"株式会社 沖縄支店

観光庁長官登録旅行業第38号 総合旅行業務取扱管理者/高橋 喜春 〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目12-12 (ニッセイ那覇センタービル10階) TEL:050-9001-9778 FAX:098-868-8842

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたし

協力:沖縄・平和と人権博物館ネットワーク

ますので、事前にご確認の上お申込みください。

事業企画:沖縄県平和・地域外交推進課(平和関連施設ネットワーク構築事業)

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に 関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

一般社団法人日本旅行業協会 正会員





営業日・営業時間/月~金9:30~17:30(休業日:土・日・祝日) MAIL: okinawa.heiwa.network@gmail.com

この旅行は東武トップツアーズ株式会社沖縄支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

- 1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立
- (1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めた上で、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとかなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。
- (2) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払ください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (3) お申込みの時点では旅行契約は成立しておりません。 旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(4) 18才未満の方は親権者の同意書が必要です。 15才未満の方は原則として同伴者の参加を条件とします。(5) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

お申込金: 0円

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社指定の期日までにお支払いください。

- 3、旅行代金に含まれるもの
- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金
- (2) 宿泊料金及び税・サービス料金(3) 食事料金及び観光料金 (パス等の料金、ガイド*料金、入場料金等)(4)手荷物運搬料 金(5)団体行動中のチップ(6)添乗員が同行する場合は添乗員 同行費用(7)空港施設使用料(8)消費税等諸税・サービス料金、 等
- *上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻 しはいたしません。
- 4、旅行代金に含まれないもの
- 第3項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。 その一部を例示します。
- (1)超過手荷物料金(2)クリーニング代、電話料、ホテル の従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸 費用(3)ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等(4)一人 部屋追加代金(5)オプショナルツアーの代金、等
- 5、旅行内容・旅行代金の変更
- (1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。(2)お申込み頂いた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加頂くお客様の旅行代金が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 6、旅行契約の解除
- (1)お客様は、右記の取消料をお支払い頂くことにより、いっても旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出頂いた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、右記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさ

かのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる 日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20日目(日帰り旅行にあたっては 10日 目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	0円
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	0円
旅行開始日の前日	0円
旅行開始日当日	0円
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	0円

7、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なって頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。

8、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(2)お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止③自由行動中の事故④食中毒⑤盗難⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

9、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①~⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。①旅行開始日又は旅行終了日②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項
- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画 によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生 命又は身体の安全確保のために必要な措置
- ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を 受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅 行サービスの提供を受けることができた場合。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

10、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故によりその身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

11、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款 の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、 お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から 提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約 の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後 に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異な ると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行 地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し 出ください。

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の

12、個人情報の取扱い

供に協力する場合があります。

- 個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。(2)当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国
- (3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提

- (4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りが あった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来たす恐 れがありますので、正確な記入をお願いします。 お申込みいただ く際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくも のとします。
- (5)個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

13、お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲り 渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費について はお客様にお支払い頂きます。

14、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときは、当社はお申込をお断りする、あるいは旅行契約を解除することがあります。(3) 当社はお客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。
- (4) この旅行条件・旅行代金は 2025年11月11日現在を基準としております。
- ●お申込み・お問合わせは 【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

◀ 東武トップツアース 株式会社

沖縄県那覇市久茂地1-12-12 電話番号 050-9001-9778 FAX番号 098-868-8842 営業日 月〜金(土・日・祝日休業) 営業時間 9:30〜17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 総合旅行業務取扱管理者: 高橋 喜春

(2022.04版)



沖縄支店

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明に ご不明な点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。